

南あわじ市 人権教育基本方針



2022(令和4)年 3月

南 あ わ じ 市 教 育 委 員 会

南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会

【目次】

第1章 人権教育基本方針策定にあたって	1
基本方針策定の趣旨	
第2章 人権教育基本方針の基本的な考え方	2
1 基本方針の目標	
2 基本方針の内容	
(1) 人権のための教育（目的）	
(2) 人権としての教育（機会）	
(3) 人権を通しての教育（環境）	
(4) 人権についての教育（内容）	
3 人権教育基本方針推進体系	4
第3章 あらゆる場における人権教育・啓発の推進	5
1 学校・園所における人権教育・啓発	
(1) 現状（2）課題（3）今後の取組	
2 家庭・地域・職場等における人権教育・啓発	
(1) 現状（2）課題（3）今後の取組	
第4章 重点とする人権課題への取組	9
1 部落差別の解消	
2 女性の人権	
3 子どもの人権	
4 高齢者の人権	
5 障がいのある人の人権	
6 在日外国人の人権	
7 インターネットによる人権侵害	
8 L G B T Q +	
第5章 効果的な推進のために	13
1 教職員の研修等の充実	
(1) 人権に関する知的理解を深め、人権感覚を磨く研修の更なる充実	
(2) 児童生徒の人権を守り育てる教育実践力の向上	
(3) 教育公務員としての責任の再確認と協働する学校づくり	
2 市職員の研修等の充実	15
(1) 市民の人権を守る職員としての認識を育む研修の充実	
(2) 市民の人権を守る行動が的確にとれる日常業務の徹底	
(3) 市職員としての役割と責任の再確認	
3 関係機関・団体等との連携・協力の強化	16
(1) 関係機関・団体との連携	
(2) 相談・支援体制の強化と被害の救済	

第1章 人権教育基本方針策定にあたって

基本方針策定の趣旨

南あわじ市は、2005(平成17)年1月、旧4町の合併により誕生し、2007(平成19)年3月、「第1次南あわじ市総合計画」を策定しました。まちづくりの3つの柱を「職(食)づくり」「人づくり」「安らぎづくり」とし、「人づくり」の施策目標を「地域コミュニティや世代間のふれあいを通じ、互いの人権を尊重し、感謝・思いやりのある人を育てる」としました。続く2017(平成29)年6月には、2026(令和8)年度までの10年間を見通した「第2次南あわじ市総合計画」を策定し、「だから住みたい 南あわじ～人がつながる 笑顔あふれる ふるさとづくり～」を将来像に掲げました。まちづくりの3つの柱を「活気ある仕事づくり」「ひかり輝く人づくり」「魅力あふれるまちづくり」と改訂し、「人」づくりの基本施策の1つを「人権と平和を尊重する環境づくりの推進」としました。

第1次及び第2次総合計画の施策に基づき、人権文化に満たされたまちづくりの実現をめざして、南あわじ市人権教育研究協議会(以下「南人教」という)と連携し、学校・家庭・地域・職場等あらゆる場において、人権教育・啓発に取り組んできました。このような取り組みによって、市民一人一人の人権意識は着実に高揚し、人権が尊重される社会の実現に向かって前進してきました。

しかしながら、全国においても、本市においても、潜在化していた差別意識が表出する事例が見られるなど、差別は社会になお根深く存在していることは事実です。さらに、インターネットの普及により、その特性である匿名性を使い、不特定多数に個人情報や誹謗中傷を浴びせかける悪質な差別が発生しています。

現在もなおさまざまな差別が存在し、情報化の進展に伴い差別の状況にも変化が生じていることを踏まえ、2016(平成28)年「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。また、2019(令和元)年、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」など、差別解消のための法律が次々と施行されています。

県では、1998(平成10)年「人権教育基本方針」、2001(平成13)年「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」(2016年改訂)が策定されました。

こうした国や県の人権課題に対する取組に基づき、本市では、社会情勢の変化による新しい課題に対応し、これまでの取組を整備するとともに、市職員及び教職員がその責務を自覚し、人権文化に満たされたまちづくりを先導し、市民の皆さまにも働きかけていくために「南あわじ市人権教育基本方針」を策定します。

第2章 人権教育基本方針の基本的な考え方

1 基本方針の目標

確かな人権意識と実践力をもった人づくり

「兵庫県人権教育基本方針」に基づき、人権という普遍的文化の構築をめざします。そのため、人権に対する正しい理解を培い、日々の生活に生きてはたらく人権意識を育て、さまざまな場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるようにするとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることを目標とします。

2 基本方針の内容

(1) 人権のための教育（目的）

すべての人の基本的人権が尊重される社会を実現するために、あらゆる教育活動が人権を尊重するものであることをめざす「人権のための教育」を推進します。

①自立向上の精神の育成

自己の尊厳を大切に生きていくために、自己実現への展望をもち、自らを高めようとする姿勢や態度を培い、自らの意志で行動する自立心と自らの行動に社会的責任を負うという、主体的に生きていく姿勢の確立を図ります。

②他者の人権を尊重する姿勢の育成

他者の人権を尊重して生きていくために、さまざまな個性や生活背景をもつ人々との出会いと交流を通して、自他の違いを認め合う態度や豊かな人間関係を築く資質、技能を養います。

(2) 人権としての教育（機会）

教育を受けること自体が人権であるという観点から「人権としての教育」を推進します。

①学ぶ機会の保障

人種・国籍・性別・社会的身分・障がいの有無などにかかわらず、すべての人が、生涯にわたりいつでも学習することができ、また学び直すことができる機会を保障します。

②学ぶ権利の実感

学ぶことの楽しさ、ともに学びあうことの喜びを実感できる教育活動を進めることで、すべての人が自他の学ぶ権利を尊重しあう社会をめざします。

(3) 人権を通しての教育（環境）

学習者を取りまく環境や条件、広くはその雰囲気や学習者の人権を尊重したものである「人権を通しての教育」を推進します。

①一人一人を大切にした教育指導

一人一人の学習者が主人公であるという認識に基づき、学習者の権利と責任を重視し、個を生かす学習集団を育成します。

②学習環境と条件の充実

指導者の人権意識が、学習者にとっての重要な学習環境であるという認識に立って、自己研鑽と人権意識の高揚に努め、学習者の個性と能力を伸ばさせるために教育条件の整備とその充実に取り組みます。

(4) 人権についての教育（内容）

生命の尊厳や人権の尊重についての認識を培い、すべての人の人権が尊重される社会を築いていこうとする意欲や態度の育成を図る「人権についての教育」を推進します。

①人権意識の高揚

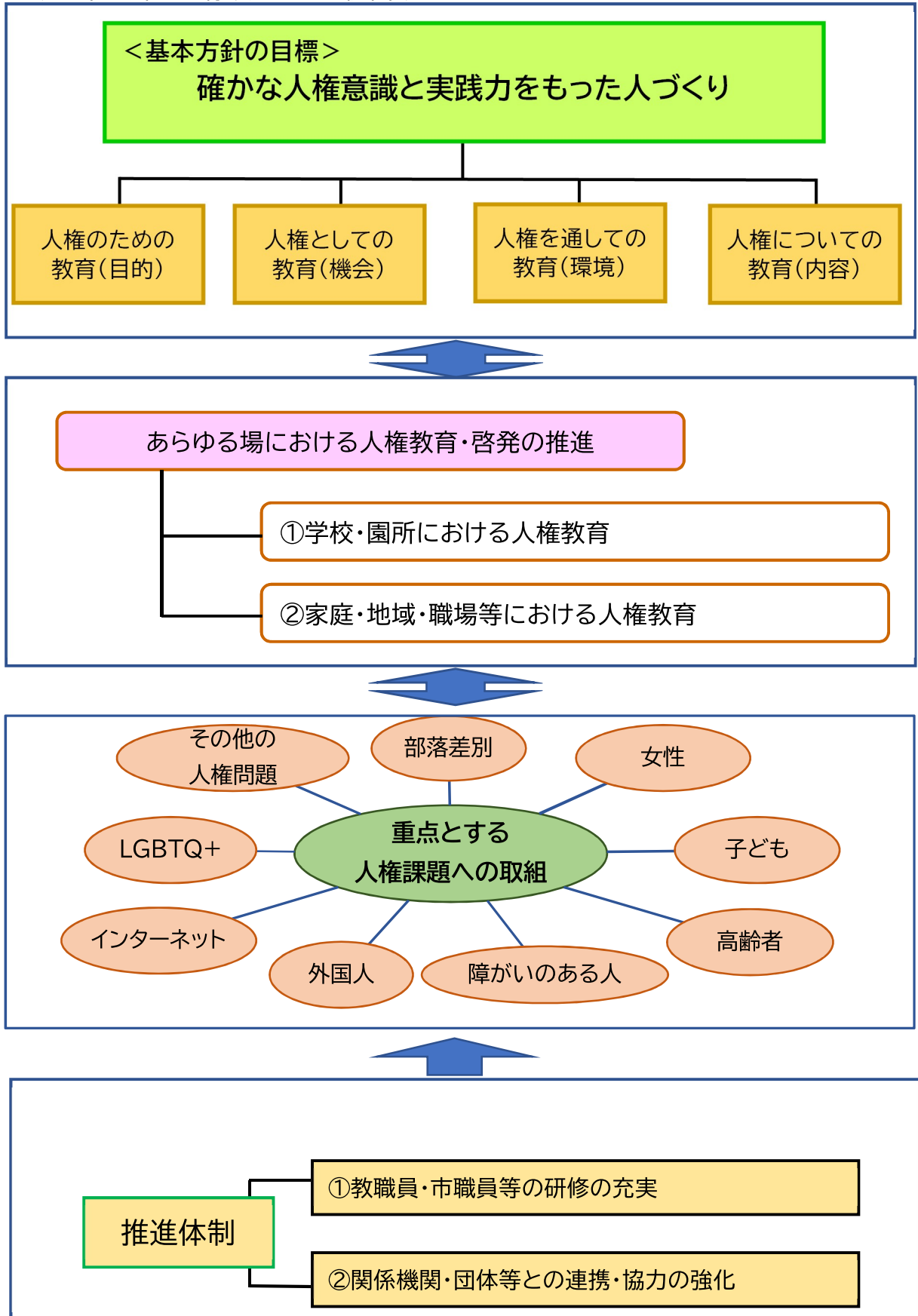
生命の尊厳を基盤として、日本国憲法、人権の歴史、平和と人権に関わる問題、国際的な思潮などについての認識を培い、人権意識を育てます。

②差別解消への態度と行動の形成

差別や偏見の不当性とその解消をめざす人々の生き方の学習などを通して、人権問題に積極的に取り組もうとする意欲や態度を培います。

3 人権教育基本方針推進体系

◆基本方針の目標及び4つの側面◆



第3章 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

人権は、概念としてだけでなく、具体性をもってとらえていくことが大切です。日常の身の周りの出来事を人権の視点からとらえ、自らのものとして意識し、日常の行動に結び付けていくことによって、人権の尊重が文化として根付いていきます。

このため、人権尊重のための教育及び啓発は、学習教材や啓発資料による理解を深めることはもとより、日常生活や社会活動を通して具体的に行われることが大切であり、また、子どもはもちろん大人になってからも生涯にわたって継続されることが大切です。そのため、南人教などの関係団体との連携を図りながら人権教育及び啓発を進めていきます。

1 学校・園所における人権教育・啓発

(1)現状

本市では、人口減少、少子高齢化、児童生徒数の減少が進んでいます。しかしながら、学校・園所においては、一人一人に応じたきめ細やかな対応を必要とする子どもたちや経済的な支援を必要とする家庭は増加傾向にあります。また、社会情勢の急激な変化、情報化の急激な発展に伴い、保護者の価値観は多様化・複雑化し、個別の対応が必要となっています。インターネット、携帯電話、オンラインゲームなどの普及は、子どもたちのコミュニケーション能力の低下、人間関係の希薄化、不登校、いじめの増加、誤った情報の拡散などさまざまな問題にも結びついています。このように、学校・園所をはじめ子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、今後も一層予測困難な激しい変化の時代を迎えます。

このような状況の中、2020(令和2)年に実施した全国学力・学習状況調査の「児童質問紙」において、「自分にはよいところがあると思う」と回答した本市の6年生児童は、全体の79.0%(※県平均77.0%)であり、また、「将来の夢や目標を持っている」*1と回答した児童は、全体の81.6%(※県平均84.6%)でした。8割の児童が自己肯定感や将来の夢や目標をもって学んでいる一方、2割の子どもが満たされない思いで過ごしていることを見逃してはなりません。

*1 第3期「ひょうご教育創造プラン」において定めた重点テーマ「未来への道を切り拓く力」を育成する取組の推進状況を統括的に確認する指標

(2)課題

自分の欠点や短所も含めてありのままの自分を受け入れ、自分を価値ある存在だと思える自己肯定感は、人権尊重の土台となります。子どもたちの自己肯定感を高めるためには、すべての教育活動を通じて、難しいことでも失敗を恐れず挑

戦し、やり遂げることができた達成感を体験させることが大切です。また、子どもたちが目標に向かって努力する姿勢や態度、プロセスを認めることも重要です。とりわけ、持続可能な社会を次世代に残すために、解決すべき課題に国際社会が取り組む「SDGs」は世界共通のキーワードとなっており、誰一人として取り残さず、すべての子どもが将来の夢や目標をもって生きることができるように、体系的なカリキュラムのもと、発達段階に応じた人権教育を推進していく必要があります。

(3)今後の取組

○幼稚園・こども園・保育園所では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等を踏まえた創意ある教育課程を編成・実施し、命を大切にする心、思いやりの心など人権を大切にする豊かな心を育みます。また、保護者との連携を図りながら、生活のあらゆる場面で子どもたちの自己肯定感を育みます。

○学校では、子どもたちの「生きる力」を育む教育を進め、人権教育の4つの側面（※第2章参照）に基づき、人権教育を推進するとともに、南人教と連携し、すべての学校で共通した人権学習を進めます。

①「人権のための教育」の側面から、学校教育活動全体を通して、人権が尊重される社会の創り手となる子どもの育成をめざした教育実践を行い、人権尊重を規範とした日常の行動がとれる子どもの育成を図ります。

②「人権としての教育」の側面から、すべての子どもの教育を受ける権利を保障し、日々の教育実践の中で、個に応じた学習への動機づけや学力向上に取り組めます。

③「人権を通しての教育」の側面から、学校教育全体を通して、子どもたちが人権の大切さを日常的に感じながら学習することができる学習環境を学校や学級において作り出します。

④「人権についての教育」の側面から、子どもたちが人権についての認識を深め、具体的な人権問題に直面してそれを解決していこうとする実践的な行動力を培います。

○学校・園所において、子どもたちは、教職員の人間性や人権意識、態度や言動、人間関係や雰囲気等の学習環境から人権感覚を身に付けます。そのため、教職員は、豊かな人間性の涵養、人権意識の高揚、資質・能力の向上に努めます。

○保護者が、日常生活の中で子どもたちに思いやりの心や基本的な社会ルールなどを教えていくことが大切です。そのため、親子とも人権感覚が身につくようPTA活動などを活用して人権に関する学習の機会や情報の提供を図ります。

2 家庭・地域・職場等における人権教育・啓発

(1)現状

本市では、「第2次総合計画」に基づき、人権文化に満たされたまちづくりをすすめるため、南人教と連携し、人権研修会・学習会の実施、啓発冊子の配布、人権啓発DVDの活用など、家庭・地域・職場等あらゆる場において、人権意識の高揚を図るための取組を進めています。その結果、人権啓発行事や人権学習会への参加者が多くなり、市民の人権意識も高まってきました。

2020（令和2）年じんけんサマーフェスティバルの参加者アンケート結果では、「人権を身近な問題として感じている」と回答した人は全体の約80%でした。「人権問題について何か行動しようと思いましたか」の質問について、「家庭や職場で」と回答した人は約20%、「考える機会になった」と回答した人は約70%でした。また、「今、どのような人権問題が起きていると思いますか」の質問については、障がいのある人、インターネット、子ども、女性、高齢者、同和問題等との回答が多く見られました。このように、人権啓発行事では、参加者の多くが人権を身近に感じ、考える機会となっています。

(2)課題

人権を概念としてだけでなく、具体性をもってとらえていくため、日常生活におけるさまざまな人権課題に気づき、「自分事」としてとらえ、行動に結びつけていくことが大切です。行政は、人権文化に満たされたまちづくりを進めるために一層積極的な支援を行い、各地域、各種関係団体との連携を強化するとともに、市民一人一人の人権意識を高める人権教育・啓発活動を推進していく必要があります。

(3)今後の取組

○社会教育においても、人権教育の4つの側面（※第2章参照）に基づき、人権教育・啓発を推進します。

- ①「人権のための教育」の側面から、連携して実施する施策も含めて、あらゆる行政施策が人権尊重の視点にたっているか絶えず点検します。
- ②「人権としての教育」の側面から、すべての市民の学ぶ権利を保障し、地域・職場・団体等での多様な学習機会を提供します。
- ③「人権を通しての教育」の側面から、すべての人が、自他の人権が尊重される日常生活を送ることができるまちを、市民とともに築きます。
- ④「人権についての教育」の側面から、すべての市民が人権についての認識を深め、それを解決していこうとする実践的な行動力を培う情報を提供します。

- 家庭は、あらゆる教育の出発点であると言われるように、家庭の中の人間関係が人権感覚を養う上で大切です。子育てに関する情報の提供、相談や支援体制の整備など人権学習・啓発活動の機会や場の充実に努めます。
- 地域では、住民が参加しやすい人権学習会をはじめ、さまざまな活動を通して交流の機会や場を増やし、互いにつながり、支え合う関係づくりを進めます。人権問題が顕在化しやすい災害時など緊急事態下においても社会的に孤立する人をつくらず、誰もが安全・安心に暮らせる地域づくりを進めます。
- 各企業等の職場では、人権尊重の視点からさまざまな人権課題に自主的に取り組み、社会的責任を果たせるよう、情報の提供や人権研修・啓発活動を行います。
- インターネットによる、個人の名誉を侵害し、差別を助長する表現など人権に関わる悪質な書き込みに対しては、モニタリングを実施し、早期に発見し対応することによって市民の人権を守ります。
- 全体的な取組として、人権課題及び市民のニーズが多様化・複雑化していることを踏まえ、関係機関、各種団体と連携しながら、市民のニーズに応じた内容の研修会・学習会の開催に努めます。また、参加者が共感的に人権課題を理解できるよう、参加者自身の「気づき」を大切にし、知識だけではなく日常生活での実践につながるような企画・運営に努めます。さらに、広く市民に周知することで参加者を増やすとともに、アンケートなどにより参加者の声を研修会にいかしていきます。

第4章 重点とする人権課題への取組

国は「人権教育・啓発に関する基本計画」、「2021年度版人権教育・啓発白書」（法務省・文部科学省）*2において具体的な人権課題をあげています。そのいずれもが重要な課題ですが、本市としては、地域の状況やこれまでの取組の経過を踏まえ、以下の8項目を「重点」とします。もちろん昨今の感染症にかかわる人権侵害など緊急性のある課題や、学校・園所、地域の実情に合わせて、さまざまな人権課題を取り上げて取り組むことを妨げるものではありません。むしろそれらの取組は、先行的な実践事例として全市へと広げていきます。

1 部落差別の解消 キーワード《人間の尊厳・生まれによる差別の禁止》

(1) 学校教育における取組

部落差別を受けながらも人々が労働や生産、生活や文化を支え差別をなくす努力をしてきた歴史と現状を知り、日々の生活の中でおこる偏見や差別を見抜き、なくそうと強い意志をもって行動できる実践力を育てます。

(2) 社会教育における取組

部落差別の歴史と現状を知り、差別解消がすべての人々の幸せで豊かな生活をもたらすことを認識し、身元調査や土地差別を許さず、差別のない地域、職場、家庭を築くための学習の機会と内容を提供します。

2 女性の人権 キーワード《ジェンダーバイアスの解消》

(1) 学校教育における取組

学校教育そのものが、無意識のジェンダーバイアスの刷り込みの場となっていないか学校生活全般を点検し、性別にとらわれず「自分らしさ」を尊重し平等な社会の実現をめざす実践力を育てます。

(2) 社会教育における取組

地域、職場、家庭などに根強く残っているジェンダーバイアスが、あらゆるハラスメントにつながっていることを認識し、性別にとらわれず個人の力が発揮できる地域社会を築いていくための学習の機会と内容を提供します。

3 子どもの人権 キーワード《学ぶ権利・意見表明権・生きる権利・育つ権利》

(1)学校教育における取組

すべての子どもが権利の主体者であることを認識し、いじめ、不登校など、子どもたちのかかえる問題は、学校教育への提起であるにとらえ、学校が自己実現の場となるように一人一人の子どもを大切にします。

(2)社会教育における取組

地域の結びつきの希薄化や核家族化、価値観の多様化によって、孤立しがちな家庭や保護者が増加している中、子どもを地域ぐるみで育てていくつながりを取り戻せるように、学習や交流の機会をつくります。

4 高齢者の人権 キーワード《人生の先輩として敬意・介護の社会化》

(1)学校教育における取組

年齢による身体機能の変化は、長年の暮らしや豊かな経験を経てきた証しであることを理解し、子どもたちが人生の先輩から、その経験や知恵を学び受け継いでいく姿勢を育てます。

(2)社会教育における取組

高齢者の介護のあり方や認知症について理解を深め、社会全体で取り組む課題として、すべての人が安心して安全に生活できる地域を築けるように学習や交流の機会をつくります。

5 障がいのある人の人権 キーワード《自己決定権・合理的配慮》

(1)学校教育における取組

障がいは、個々の人にあるとする「医学モデル」*3ではなく、社会にこそ存在する「社会モデル」*4としてとらえ、障壁を取り除くためにさまざまな工夫をすることで、すべての人がともに生きる社会の実現に向けて行動できる実践力を育てます。

(2)社会教育における取組

障がいは、個々の人にあるとする「医学モデル」ではなく、社会にこそ存在する「社会モデル」としてとらえ、障がいのある人とともに支え合って生きる地域社会を築いていくための学習や交流の機会をつくります。

6 在日外国人の人権 キーワード《多文化共生・異文化理解》

(1)学校教育における取組

在日外国人や外国にルーツのある人々が、日本で暮らしているそれぞれの歴史的経緯と現状を知り、異なる文化や生活習慣、価値観を認め合い、一人一人のアイデンティティを尊重する態度を育てます。

(2)社会教育における取組

グローバル社会を生きる人として、さまざまな人種・民族・国の人々の異なる文化や生活習慣、価値観などを互いに理解しあえる地域社会を築いていくための学習や交流の機会をつくります。

7 インターネットによる人権侵害 キーワード《情報リテラシー・発信者責任》

(1)学校教育における取組

インターネット上での匿名性をもとにした他人への誹謗中傷や差別を助長する書き込み等が重大な人権侵害であること知り、子どもたちの適切な情報リテラシーを育てます。

(2)社会教育における取組

インターネットを悪用した犯罪や悪質な差別書き込み等が社会を分断している現実を理解し、インターネットを活用しながら、人と人とのつながりを深めていく地域を築いていくための学習の機会と内容を提供します。

8 LGBTQ+ *5 キーワード《SOGIE*6に対する理解・多様性の尊重》

(1)学校教育における取組

性別は人の数だけあるとの認識を正しくもち、成長過程の子どもが安心して相談できる環境をつくることで、一人一人が多様な性を認め合い、自分らしく生きるための人権意識を育てます。

(2)社会教育における取組

進学や就職、恋愛や婚姻など日常生活における一人一人の性のありようが尊重され、自己決定する権利が保障される社会を築いていくための学習や交流の機会をつくります。

* 2 「人権教育・啓発に関する基本計画」(2002年策定、2011年改訂)

「人権教育・啓発白書」(2021年)に示された人権課題

- ①女性の人権 ②子どもの人権 ③高齢者の人権 ④障がいのある人の人権
- ⑤部落差別(同和問題) ⑥アイヌの人々 ⑦外国人の人権 ⑧H I V感染者等
- ⑨ハンセン病患者・元患者、その家族 ⑩刑を終えて出所した人 ⑪犯罪被害者等の人権
- ⑫インターネットを悪用した人権侵害 ⑬北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権
- ⑭ホームレスの人々 ⑮性的指向・性自認
- ⑯人身取引(トラフィッキング)事犯への適切な対応 ⑰東日本大震災に起因する人権問題

* 3 医学モデル：障がいを個々の心身機能によるものとし、個人的な問題として捉える考え。

* 4 社会モデル：社会が障がい(障壁)をつくっており、それを取り除くのは社会の責務と捉える考え。

* 5 LGBTQ+

Lesbian(レズビアン・女性の同性愛者)、Gay(ゲイ・男性の同性愛者)、Bisexual(バイセクシャル・両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー・心と身体の性が一致しない)、Questioning(クエスチョニング・決められない、決まっていない、迷っている)、+(プラス・その他のさまざまな性のあり方)

* 6 SOGIE (ソジー)

SO (Sexual Orientation) 性的指向 (好きになる性)、GI (Gender Identity) 性自認 (心の性) GE (Gender Expression) 性表現 (服装や髪形、一人称など性についての表現)

第5章 効果的な推進のために

人権文化に満たされたまちづくりを進めるにあたって、教職員及び市職員は人権尊重の視点のもとにその責務を果たすことが厳しく求められます。

各学校において、教職員は、すべての教育活動を通じて子どもの豊かな人権感覚を育成する指導力が求められます。一人一人の人権意識や言動が子どもにとって重要な学習環境であるという認識に立って、人権に関する知的理解を深め、人権感覚を磨き、資質と指導力の向上に取り組みます。

市職員は、人権を守り人権行政を推進する役割と責務を担っています。そのため、さまざまな人権問題の知識を備え、日常業務の中で課題に気づく人権感覚と、対応するための技能や実践力が求められます。また、人権行政は特定の部局のみが実施するものではなく、すべての行政分野において、すべての市職員が市民の人権を保障する責任を有しています。

1 教職員の研修等の充実

(1)人権に関する知的理解を深め、人権感覚を磨く研修の更なる充実

教職員が人権教育を進める上で、人権に関する知的理解を深めることが必要です。2021(令和3)年度に実施した教職員人権意識調査によると、人権問題や部落問題に関わる用語の知識を尋ねた結果からは、授業などの教育活動で扱う用語については、6割以上の教職員が理解していましたが、世代間による差があり、これまでの人権教育・同和教育の継承が課題として浮かび上がりました。

子どもたちへの関わり方や教育実践につながる効果的な研修とするため、目的を明確にし、参加者全員が目的意識をもって取り組めるよう工夫するとともに研修後の振り返りを自己の研鑽及び研修の改善にいかします。また、主体的で、自分事として受け止められる研修とするため、参加体験型の研修を取り入れたり、地域教材を開発したりするなど工夫します。

兵庫県教職員研修計画に基づき、教職員のキャリアステージ*7に応じた研修計画を作成し、系統的・計画的に実施します。また、必要に応じて、個別の研修計画を作成し、計画的に実施します。

近年、社会環境のめまぐるしい変化を背景に、複雑化・多様化している人権問題に適切に対応していくには、教職員の認識も日々新たに更新していくことが極めて重要です。そのため、さまざまな時事情報や人権に関する話題が日常的に共有されるような学校づくりに取り組みます。

*7 教員のキャリアステージ（兵庫県教員資質向上指標、兵庫県教職員研修計画）

【第1期】採用～5年目（実践的な指導力を伸ばす。）

【第2期】6年目～20年目（職務に応じて専門性を伸ばす。）

【第3期】21年目以降（より高い力を身に付け後進の育成に生かす。）

(2)児童生徒の人権を守り育てる教育実践力*8の向上

教職員は、子どもたちの人権が守られる環境をつくり、人権としての教育を保障し、人権についての正しい学びを支援していくことが責務であり、人権意識を高め、教育実践力を向上させることが求められます。

教職員の教育実践力は、日々の教育活動の中で高められ、深められます。日々の授業、子どもたちとの関わり、何気ない言動から学び、そこに人権意識や感覚が問われます。そのため、教職員同志はもちろん子どもたちとの関わりの中で、互いに教育実践力を高めあう関係性や体制を構築します。

また、子どもたちや保護者の人権を守るためには、差別事象に対する基本的な対応の在り方を共通理解する必要があります。各学校は、差別事象に応じた「対応マニュアル」を作成し、すべての教職員が正しく対応できるようにします。

*8 教育実践力…学習指導、生徒指導など学校のすべての教育活動を進めていく力

(3)教育公務員としての責任の再確認と協働する学校づくり

教職員は、日本国憲法、教育基本法の理念に基づき、すべての子どもたちを尊重し、学ぶ権利、生きる権利を保障することを誓って職務に就いていることを深く自覚して教育活動を推進しています。すべての教職員が、人権侵害や差別をなくす上で教育の果たす役割の重要性を再認識し、人権尊重の実践者であることに努めるとともに、各学校は、「人権尊重の精神に立つ学校」をつくる協働体制の構築に取り組みます。

2 市職員の研修等の充実

(1)市民の人権を守る職員として認識を育む研修の充実

市民の人権を守る行政を推進していくために、これまで取り組んできた研修の目的、内容、方法等をより充実させ、役職や業務に応じた研修、経験年数に応じた研修などを総合的に検討し、系統的・計画的に研修を実施します。特に、管理職や監督職には、各職場で人権行政を進めていくリーダーとして求められる内容に重点をおいた、その職務に応じた研修の充実を図ります。効果的な研修とするため、目的を明確にし、参加者全員が目的意識をもって取り組めるようにするとともに、個別の人権課題を中心に、普遍的人権の問題へと認識が広がる研修内容の工夫・改善を図ります。

また、研修を主体的に、自分事として受け止められるようにするため、参加体験型の研修を取り入れたり、振り返りの機会を設けたりするなど工夫します。こうした研修の効果を把握し、以後の研修の充実にいかします。

近年、社会環境のめまぐるしい変化を背景に、複雑化・多様化しており、市職員の認識も日々更新していく必要があります。所属部署の日常の業務の中で人権意識を高める雰囲気づくりや体制を整備します。

(2)市民の人権を守る行動が的確にとれる日常業務の徹底

2021（令和3）年度実施の市職員人権意識調査では、差別は、差別される側に原因はなく、行政が学習機会の提供や相談・救済窓口などの支援をする必要があると8割以上の職員が認識しています。また、同じく市職員の8割以上が「差別は存在している」と認識しており、いつ、どのような場で、思いがけず差別に直面するかわかりません。対応によっては、職員自らが差別に加担する可能性があります。さまざまな差別に気づき、差別を見逃すことがない姿勢を確立するため、基本的な対応の在り方を明示した差別事象に応じた「対応マニュアル」を作成し、すべての職員で共通理解できる体制を整えます。

(3)市職員としての役割と責任の再確認

公務員は、日本国憲法、地方公務員法の理念に基づき、「市民が誰ひとり差別されることがなく、健康で文化的な生活ができる」市を築くこと、そのことを誓って職務に就いていることを深く自覚して市行政を推進しています。すべての市職員が、人権に関わる法律、施策だけでなく、人権問題に敏感であることが求められます。そのため、人権問題に関する職員の知識、認識を高め、人権意識が共有できる職場づくりを進めます。そして、市民が誰ひとり差別されることがなく、健康で文化的な生活をおくることができるまちづくりをすすめる職員としての責務を自覚し、市行政を推進します。

3 関係機関・団体等との連携・協力の強化

(1)関係機関・団体との連携

人権教育基本方針を実効性のあるものとするためには、国や県などの関係機関はもとより、関係団体や企業などと緊密に連携・協力することが必要です。とりわけ、南人教と連携・協力し、人権教育・啓発活動を推進し、市民の人権意識の高揚に努め、人権文化に満ちたまちづくりをめざします。

(2)相談・支援体制の強化と被害の救済

本市では、各課において人権相談、子育て相談等各種の相談業務を行っています。今後も市役所内の相談窓口の連携や関係機関との連携を強化し、人権問題等に関する相談に適切に対応していきます。

また、市民が人権に関して気軽に相談できるよう、人権擁護委員による人権相談のほか、市役所での各種相談窓口の広報活動を積極的に進め、市民への周知を図っていくとともに、人権侵害の被害に対しては関係機関や関係団体と連携し、迅速にその救済にあたります。

南あわじ市人権教育基本方針

2022（令和4）年3月3日

南あわじ市教育委員会
南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会

〒656-0492

兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1

電話 0799-43-5001